

## 東浦町行方不明高齢者等家族支援サービス費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自力で外出することが可能で行方不明となるおそれのある認知症高齢者等を介護する家族に対し、位置情報提供サービスの費用の一部について東浦町行方不明高齢者等家族支援サービス費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、認知症高齢者等の行方不明時における早期の保護及び事故防止を図り、もって家族が安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症高齢者等 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 町内に住所を有していること。

イ 自力で外出することが可能であること。

ウ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 認知症と診断された者

(イ) 認知症の疑いがあり行方不明となるおそれがあると町長が認める者

(2) 位置情報提供サービス 全地球測位システム（GPS）等を利用した端末機を認知症高齢者等が携帯し、当該認知症高齢者等の位置情報を家族に提供するサービスをいう。

### (助成金の対象者)

第3条 助成の対象となる者は、この要綱に基づき町長と契約を締結した事業者（以下「指定事業者」という。）が実施する位置情報提供サービスの利用を希望する者であって、認知症高齢者等を介護するものとする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、位置情報提供サービスの利用に係る初期費用の額以内において、予算の範囲内で町長が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付は、位置情報提供サービスの利用に係る認知症高齢者等1人につき1回限りとし、端末機の破損又は紛失等による再購入に係る費用、月々の使用料等については、助成の対象としない。

### (申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町行方不明高齢者等家族支援サービス費助成金交付申請書（様式第1）により、町長に提出するものとする。

### (交付決定等)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を東浦町行方不明高齢者等家族支援サービス費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により申請者へ通知するものとする。

2 町長は、前項で交付の決定の通知をしたときは、その旨を指定事業者へ通知する

ものとする。

(利用開始)

第7条 指定事業者は、申請者が位置情報提供サービスの利用を開始したときは、申請者の氏名及び申請者が位置情報提供サービスの利用を開始した日付が分かる書類を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の書類の提出があったときは、助成金の支払を行うものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払った助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段で助成金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が助成金を交付することが適当でないと認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

東浦町行方不明高齢者等家族支援サービス費助成金交付申請書

申請日 年 月 日

東浦町長

申請者 住所  
氏名 続柄  
電話

私は、東浦町行方不明高齢者等家族支援サービス費助成事業実施要綱の規定により、助成金の交付を申請します。なお、助成金の交付が決定された場合、その請求及び受領の権限は下記の指定事業者に委任するとともに、申請書に記載された個人情報（氏名、住所及び電話番号）を同事業者に通知することに同意します。

記

認知症高齢者等	フリガナ 氏名 (男・女)	生年 月日	
	住所 東浦町大字	電話	
事業者からの通知先	1 申請者と同じ		
	2 氏名	(続柄)	
	住所		
電話			
介護状況の申告	※介護状況については、頻度と介護内容を具体的に記載してください。		
指定事業者	(指定事業者名を記載)		

様式第2（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

東浦町行方不明高齢者等家族支援サービス費助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった、東浦町行方不明高齢者等家族支援サービス費助成金の交付（不交付）について、下記のとおり決定したので東浦町行方不明高齢者等家族支援サービス費助成事業実施要綱の規定により、通知します。

記

- 1 認知症高齢者等氏名
- 2 指定事業者
- 3 助成金額 円
- 4 （不交付の場合のみ）不交付の理由

※ 助成金は指定事業者へ支払われます。